

定住促進賃貸住宅家賃助成事業補助金



- 対象 民間賃貸住宅(空き家含む)に入居した世帯主
 - ①Uターン若者夫婦(夫と妻の少なくともどちらかが40才以下)
 - ②Uターン子育て世帯(中学生以下の子どもがいる世帯)
- 補助金(1案件3年継続) 家賃の1/2もしくは下表のどちらか低い金額

	Uターン若者夫婦	Uターン子育て世帯
助成開始から12月目まで	月額1万円	月額2万円
助成開始後13月目～24月目まで	月額1万円	月額1万5千円
助成開始後25月目～36月目まで	月額1万円	月額1万円

- 主な条件
 - ①夫の親若しくは妻の親又は双方の親が、西村山地区内(寒河江市、河北町、西川町、朝日町、大江町)に居住していること(Uターン者)。
 - ②転入の前1年間において西村山地区内に住所を有していなかった夫婦や世帯であること。
 - ③民間賃貸住宅に入居した日以降、寒河江市に3年以上居住する意思があると認められる者であること。
 - ④申請日の前1年以内に市内の民間賃貸住宅に新たに入居しており、転入の日から入居する日までの期間が1年未満であること。
※その他の条件もあります。
- 補助金の交付
4月～9月家賃分はまとめて11月末までに、10月～3月家賃分はまとめて5月末までに支払い